

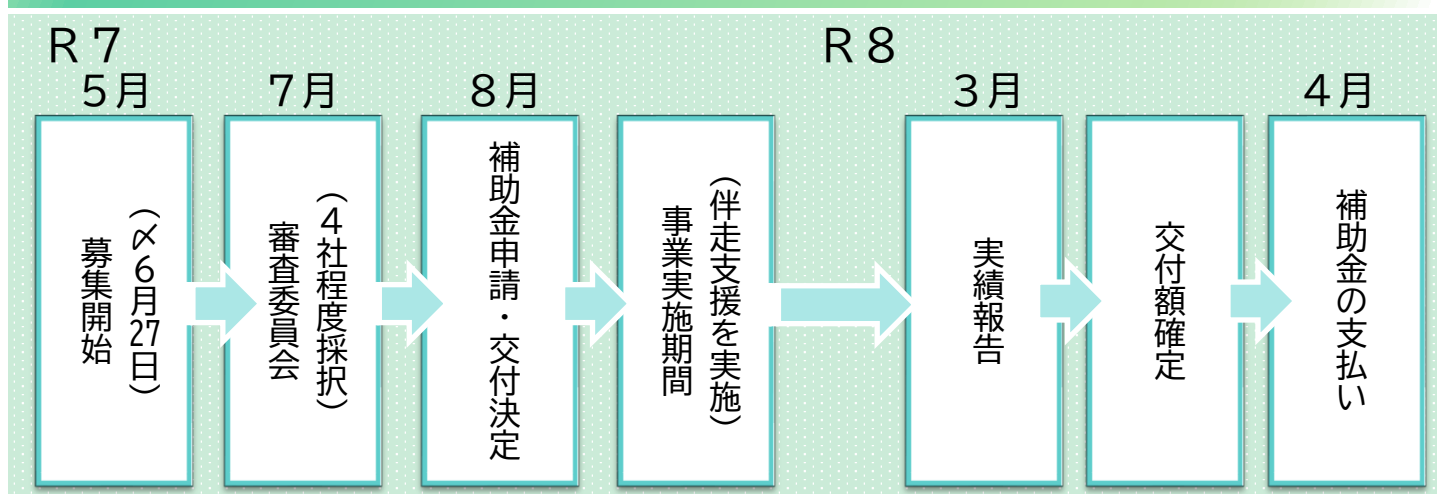
令和7年度 スタートアップ支援補助金

県内に拠点を置くスタートアップ等(※)が取り組む
革新的なビジネスモデルを活用した新規事業を支援します。

補助金の概要

- | | | |
|----|-----------|---|
| 01 | 対象期間 | 交付決定日～令和8年2月27日(金)まで |
| 02 | 補助率、補助限度額 | 補助率2/3以内、補助限度額300万円 |
| 03 | 補助対象経費 | 人件費、旅費、消耗品費、報償費、委託費、
通信運搬費、貸借料、広告宣伝費 等 |

事業スケジュール



募集期間

令和7年5月21日(火)～令和7年6月27日(金)正午まで

応募方法

右記のQRコード、もしくは以下のURLから
お申込みください。

<https://logoform.jp/f/G3YN0>

(応募は電子申請のみです)

応募はコチラ



詳細はコチラ



※「スタートアップ等」とは、「創業後15年未満の中小企業者（中小企業基本法における中小企業者）かつ未上場の企業」または「県のスタートアップ支援事業を終了し、当該事業において事業の磨き上げ支援、オープンイノベーションによる事業創出支援を受けた事業者を行う方」のこと。

補助対象者

<法人または個人事業主である場合>

※原則、以下の（１）から（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

- （１）三重県内に拠点(事業所または住所)を有し、三重県で事業を実施していること
- （２）事業化にあたってプロトタイプを有している者であること。
(検証や実証が可能なレベルの試作品、サービス等を有していること)
- （３）公募締切日の時点で「創業後１５年未満の中小企業者」かつ「未上場」であること、
または「県のスタートアップ支援事業を終了し、当該事業において事業の磨き上げ支援、
オープンイノベーションによる事業創出支援を受けた事業を行う方」であること。

※三重県内で起業予定の学生を対象とした要件に関しては、スタートアップ支援補助金
公募要領等をご確認ください。

※その他の要件に関しては、スタートアップ支援補助金交付要領および公募要領等
をご確認ください。

補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下の（１）から（３）に該当する事業であることが必要です。

- （１）革新的なビジネスモデルを活用した新規事業創出のための検証や新サービス・製品の実証
であること。
- （２）公序良俗に反する事業ではないこと。
- （３）本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の補助金、
助成金の交付決定を受けていないこと。

お問合せ先

〒514-8570
三重県津市広明町13番地三重県庁本庁舎8階

三重県雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班
スタートアップ支援補助金担当 奥村・小松

TEL:059-224-2227 E-Mail:sougyo@pref.mie.lg.jp

三重県スタートアップ支援



(県HP)



(県facebook)